



旧閑谷学校（備前市）

# おかやま 労働

2012年  
秋  
No.459

## 目次

平成25年度県立高等技術専門校の入校生募集 ……………	2	シルバー人材センターにおまかせください! ……………	11
高度な熟練技能者をご指導いたします ……………	3	おかやま若者サポートステーション ……………	11
11月は「労働時間適正化キャンペーン」期間です! ……………	4	「おかやま若者就職支援センター」へご相談ください ……	12
岡山県最低賃金が改定されます。 ……………	4	新規学卒者合同就職面接会を開催します! ……………	12
労働者50人以下の「子育てサポート企業」を県内初認定! ……	5	「地域デビュー」支援出前講座 ……………	13
多様な働き方を推進しています! ~岡山県~ ……………	6	「おかやま子育て応援宣言企業」を募集しています! ……	14
平成25年4月1日から改正高齢者雇用安定法が施行されます! ……	8	平成24年度キャリアアップ講座(津山 第2回)の受講者募集について ……	15
平成25年4月1日から障害者の法定雇用率が引き上げになります ……	9	県労委の動き ……………	15
労働者派遣法が改正されました ……………	10	10月は「個別的労使紛争処理制度」周知月間です! ……	15
11月は「労働保険適用促進強化期間」です ……………	10	障害者雇用に伴う事業主支援のごあんない ……………	裏表紙

# 平成25年度県立高等技術専門校の 入校生募集

県立高等技術専門校では、平成25年4月入校生の募集を行います。(B1日程・B2日程)  
募集対象者は平成25年3月に中学校・高等学校を卒業見込の方、離転職者の方及び身体に障害のある方です。

専門校では、これから就職しようとする方、仕事を変えようとする方などが、職業に必要な専門的な知識や技能の習得を目指し、就職を円滑に行うための職業訓練を行っています。

入学金、授業料は無料ですが、教科書、作業服等の経費や各種資格取得に要する経費等は自己負担となります。

見学をご希望の方は、あらかじめ専門校へご連絡ください。

## ◆ 募集訓練科名 ◆ ( )内は訓練期間

### ◎ 高等学校卒業(予定者を含む)以上で、18歳以上30歳以下の方

ただし、30歳を超え45歳以下の方でも受験が認められる場合があります。詳しくは各専門校にお尋ねください。

〔南部校〕 精密機械科(2年)、建築設備科(2年)、溶接科(1年)

〔北部校〕 電気設備科(1年)、木造建築科(1年)

〔美作校〕 自動車工学科(2年)、自動車車体整備科(1年)

### ◎ 離転職者等の方

高等学校・中学校卒業(予定者を含む)の方も受講できます。

〔南部校〕 総合左官科(1年)、塗装科(1年)、造園施工管理科(1年)

〔北部校〕 木工科(1年)

### ◎ 離転職者の方

新規学校卒業の方は受講できません。

〔南部校〕 アパレルビジネス科(6か月)

〔北部校〕 エクステリア科(6か月)、OA事務科(6か月)、ケアサービス科(6か月)

### ◎ 身体に障害のある方

離転職者で、訓練受講上支障とならない程度であり就労が可能な方

〔南部校〕 オフィス事務科(6か月)



## ◆ 受付期間 ◆

【B1日程】平成24年11月12日(月)～平成25年1月9日(水)

【B2日程】平成25年1月10日(木)～平成25年3月6日(水)

## ◆ 申し込み先 ◆

高等学校卒業見込の方……希望する訓練科の設置された専門校  
上記以外の方………管轄の公共職業安定所(ハローワーク)

## ◆ 選考日 ◆

【B1日程】平成25年1月26日(土)、1月27日(日)

【B2日程】平成25年3月18日(月)、3月19日(火)

## ◆ 問い合わせ先 ◆

南部高等技術専門校(倉敷市新田3241)	TEL 086-424-3311
北部高等技術専門校(津山市川崎953)	TEL 0868-26-1125
北部高等技術専門校美作校(美作市安蘇345)	TEL 0868-72-0453
岡山県労働政策課	TEL 086-226-7387

ホームページ：<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/47/>

～技能者の指導・育成にお悩みの皆様へ～

## 高度な熟練技能者がご指導いたします

若年者を中心としたものづくり離れ、さらには技能者の高齢化等により、優れた技能の継承が困難になりつつあることから、岡山県職業能力開発協会では、ものづくり現場を支える若年技能者の育成を支援するため、「高度な熟練技能者」を登録し、企業等へ派遣、実技指導を行っています。

### ◆指導可能職種◆

- ・機械加工（普通旋盤、フライス盤、NCフライス盤、平面研削盤、円筒研削盤等）
- ・仕上げ（機械組立）・溶接（アーク、ガス、TIG） ・ 鋳造 ・ 配管（プラント）
- ・板金 ・ 機械保全 ・ フラワー装飾

※上記以外の職種、作業について派遣を希望される場合は、協会までご相談ください。

### ◆登録指導者◆

20年程度の実務経験がある1級技能士もしくは同等以上の能力を有し、指導経験が豊富な者。

※指導技能者は当協会で決めさせていただきます。

### ◆申込期間◆

随 時

### ◆費用等の負担◆

区 分		派遣依頼者	岡山県職業能力開発協会
指導謝金 (日額30,000円)	高等学校	—	全額負担
	協会会員	1日10,000円	1日20,000円
	非会員	1日30,000円	—
派遣交通費		—	全額負担
実技指導に使用する材料費		全額負担	—

※1日の指導時間は3時間程度となります。

※この機会に当協会会員へのご加入をお勧めいたします。（年間会費：1口10,000円）

### ☆フライス盤 指導風景☆



### ◆お問い合わせ・お申込み先◆

申込みは電話連絡等にて日程等を調整のうえ、申込書を送付させていただきます。

〒700-0824 岡山市北区内山下二丁目3-10

岡山県職業能力開発協会 技能振興課

TEL 086-225-1547 / FAX 086-234-1806

## 11月は「労働時間適正化キャンペーン」期間です!

労働時間等の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は減少傾向にあるものの、依然として高い水準で推移するなど未だ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数は平成23年度においても全国で310件にのぼるなど、過重労働による健康障害も依然多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところ です。

これらの問題の解消に向けては、使用者が労働時間を適正に把握した上で、適切な対処を行うことが求められるものであり、また、使用者のみならず、労働者・労働組合、産業保健スタッフ等のすべての関係者の理解を得て、労使が一体となった取組が行われることが重要です。

このため、平成24年度においても、長時間労働の抑制等の労働時間の適正化を図るため、11月に「労働時間適正化キャンペーン」を実施しますので、この期間、労使が一体となった以下の取組を実施していただきますようお願いいたします。

- (1) 時間外労働協定の適正化等による時間外・休日労働の削減
- (2) 長時間労働者への医師による面接指導等労働者の健康管理に係る措置の徹底
- (3) 労働時間の適正な把握の徹底

また、メール窓口 (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/mail-madoguchi.html>) において、長時間労働等に関する情報提供を受け付けています。

お問い合わせ先：岡山労働局労働基準部監督課（086）225-2015

### 岡山県最低賃金が改定されます。

**岡山県最低賃金額 691円**

発効日 平成24年10月24日

岡山県最低賃金は、原則として、岡山県内の事業場で働く常用、臨時、パートタイマーなどすべての労働者と、労働者を1人でも使用しているすべての使用者に適用されます。使用者も、労働者も今一度チェックをお願いします。

お問い合わせ先：岡山労働局労働基準部賃金室（086）225-2014

## 労働者50人以下の 「子育てサポート企業」を県内初認定!

岡山労働局では、次世代育成支援対策推進法に基づいて、子育てサポート企業を認定しています。本年度においては、(株)アイデアス、オーエヌ工業(株)、(株)サンキョウ-エンビックスの3社を認定し、県内の認定企業は18社となりました。(株)サンキョウ-エンビックスは、労働者数50人以下の企業規模で、初めての認定事例であり、中小企業においても積極的な取組がなされている好事例であるといえます。

皆様方の会社におかれましても、行動計画を策定・届出し、認定を目指した取組をお進め下さい。

<認定制度について詳細は>

★ 岡山労働局雇用均等室 (Tel.086-224-7639) 又は

★ 岡山労働局HPまで

([http://okayama-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/koyou\\_kintou/hourei\\_seido/ikuji03.html](http://okayama-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/hourei_seido/ikuji03.html))

### <平成24年度「くるみん」認定企業トップからのメッセージ>

制度等の積極的周知より、両立支援制度が利用しやすい職場環境へ

2012・09年認定事業主 **株式会社アイデアス** (労働者数 124人)



<企業トップからのメッセージ>

2回目の「くるみんマーク」認定を受けるにあたり、日頃よりお引き立て賜っている皆様に厚くお礼申し上げます。今後も認定に値する企業であるように努めてまいりたいと考えます。さらには、認定取得に留まらず、各種制度の利用促進に勤め、休暇・休業などが職場で好意的に受け入れられる環境づくりをすすめ、出産や育児というお目出度をとともに喜び、介護の苦労も理解し、配慮し合える、そんな職場でありたいと願っています。

代表取締役 三宅 誠治

プロジェクトチームを設け、年休取得率アップ・残業削減を達成

2012年認定事業主 **オーエヌ工業株式会社** (労働者数 164人)



<企業トップからのメッセージ>

弊社経営理念の中に家族を愛し、会社を愛し、国を愛し、地球を愛する心を持った人になろうという項目があります。この家族を大切にすることから、ノー残業デーの実施また、残業時間の低減等を実施して参りました。今回「くるみんマーク」認定をいただき、これからもより一層の努力を重ね、子育て世代のサポートを会社全体で応援して行きたいと思っております。地域の高校生等のインターシップも積極的に実施していきます。

代表取締役 中村 政弘

トップのリーダーシップで、ワークライフバランスの実現をめざす

2012年認定事業主 **株式会社サンキョウ-エンビックス** (労働者数 27人)



<企業トップからのメッセージ>

社員一人ひとりが働くことに喜びや誇りを持ち、プライベートも充実させることができれば、きっと「幸せ」を感じられる人生になり、自ずと仕事の成果に繋がってくると思います。経営理念の実現やビジョン達成のためにも、ワークライフバランスの取り組みを社員と共に、今後も進めて行きたいと思っております。

代表取締役 有松 修一



## 多様な働き方を推進しています! ~岡山県~

岡山県マスコット ももっち うらっち

### ★ワーク・ライフ・バランスを推進されている企業の紹介

今回は、洗卵選別包装システムなど鶏卵処理に関する機械装置の製造と販売をされている「共和機械株式会社」さんをご紹介します。共和機械さんは平成21年度に「おかやま子育て応援宣言企業岡山県知事賞」を、さらに平成23年度には「均等・両立推進企業表彰」のファミリー・フレンドリー企業部門において、岡山労働局長優良賞を受賞されています。代表取締役社長の友末琢磨さんにお話を伺いました。

#### 共和機械株式会社

津山市河面375番地

従業員数	男性	60名	平均年齢	43歳
	女性	14名		42歳



#### ○はじまりは田植え休暇？！

もともと当社の休暇制度は従業員の立場に立ったものが多く、例えば、創業当時には兼業農家が多かったことから、田植え休暇という制度があり、農業の繁忙期には従業員の間で仕事を融通し合う慣習がありました。

3年ほど前に、県が「子育て応援宣言企業」の取組みを支援しているのを知った際、当社の就業規則と照らし合わせたところ、大がかりな修正を加えることなくガイドラインをクリアできそうなことが判ったことが取組みのきっかけです。

当社は競合するメーカーが国内でも2社、世界でも10社に満たない特殊な機械装置の専門メーカーです。従業員ひとり一人に高い専門性が求められる一方、一人でも欠けると仕事が遅延する事態を招きかねません。職人気質は欠かせない要素ではありますが、臨機応変にあらゆることに対応するスキルが当社の仕事には求められます。また、ある人が休むと仕事が回らないというのではなく、休んだ人の仕事を他に割り振れる、そんな社内文化を大切にしたいと考える良い機会になりました。

#### ○子育ても介護もしっかり応援！

当社の特徴的な制度として、育児休業を1歳6ヶ月まで取得可能としています。利用者からは、長い期間で取得可能であることは子育てをする上でとても心強いと好評です。また、男性の育児休業も認めており、これまでに1人が利用しています。1週間程度の短期育児休業の場合、一般的には無給の会社が多いと聞きますが、当社では有給扱いにしており、これにより従業員にとってはより取得しやすくなったようです。「会社からも子育てを応援してくれているというメッセージが伝わってきた」という子育て中の従業員からの声も聞かれます。



その他、子どもの看護休暇や介護休暇も有給としています。当社でも従業員全体の6割ほどが40歳台から60歳台以上の年代であり、介護休暇の対象者は多く、病院への送り迎えなど必要に応じて利用されています。

### ○男性も子育て頑張ります！

会社が子育て応援宣言をしたおり、育児に携わる男性本人も家庭を支える覚悟を職場の仲間伝えるためのコミュニケーションツールとして「男性の子育て参加計画書」を提出するルールを策定しました。周りの従業員も本人の状況を理解し、応援する気持ちで家庭へ送り出す雰囲気になっているように思います。

計画書には、妊娠期・出産期・育児期といった一連の子育ての流れに対し、それぞれの時期に対応した会社の制度が明記されています。どういう時期にどういう制度を利用して、どのような目標を持って子育てに取り組むのかを職場の仲間にも明言するというものです。周囲の理解やサポートなくして子育て応援は成立しないと考えます。

### ○風通しの良い職場で社内の一体感を創り出す

今回の取組みをきっかけに社内の制度を周知し、また従業員が制度について理解を深めたことで、みんなで助け合う雰囲気が生まれ、コミュニケーションの風通しが良くなりました。

また、休業を届け出る従業員が出たときには、部門長同士が協議を行い、担当者の仕事をどうカバーするか、部署を超えてフォローしあうようになりました。

当社の仕事は受注生産のため、繁忙期と閑散期の波がある職場です。忙しい時にはしっかり働き、そうでない時にはしっかり抜くことが必要です。職場のチームとしての一体感を創出するために社内イベントにも力を入れています。製造業を取りまく環境は大変に苦しいものがありますが、みんなで知恵を出し合いながら、来年も、その先も一緒にがんばって行こうという想いを共有したいと考えています。

毎年恒例のイベントとしては、お花見とバーベキュー大会があり、お花見では会社をあげて場所取りをするなど、古き良き慣習が生きている職場です。また、お盆前頃に会社の駐車場でバーベキュー大会をしますが、子どもたちが喜びそうな景品をそろえてビンゴ大会を開催したり、従業員のアイデアでイベントを企画させたり、従業員の家族も参加しやすいよう毎年工夫しています。

こういう家族参加型のイベントを通じて、世界に有数の会社で仕事をしているんだということを従業員やそのご家族に誇りに感じてもらいたいと考えています。そもそも、にわとりは卵を産むのを祝日だから休むと言う訳にはいきません。スーパーにしてもお正月から新鮮な卵が店頭には並んでいます。当社は機械メーカーですが、そうやって毎日運ばれる卵の流通や家庭の食を陰で支えている大切な仕事なんだということを家族の方にも理解してもらいたいという想いがあります。

### ○ワーク・ライフ・バランスで人生をより豊かなものに

一般的にワーク・ライフ・バランスという言葉は、家庭を顧みない働きざまを戒めていく為の取組みであるように取り上げられますが、家庭と仕事の両立において、これまで以上に一杯働ける環境を整備することもワーク・ライフ・バランスの一つの形であっていいのかなと思います。

職場や家庭に支えられていることが実感できる会社風土を従業員と共に作りあげていきたいです。



友末代表取締役社長

# 平成25年4月1日から 改正高年齢者雇用安定法が施行されます！

急速な高齢化の進行に対応し、高年齢者が少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられる環境の整備を目的として、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」(高年齢者雇用安定法)の一部が改正され、平成25年4月1日から施行されます。今回の改正は、定年に達した人を引き続き雇用する「継続雇用制度」の対象者を労使協定で限定できる仕組みの廃止などを内容としています。

## 改正のポイント

- 1 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止
- 2 継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大
- 3 義務違反の企業に対する公表規定の導入
- 4 高年齢者雇用確保措置の実施および運用に関する指針の策定

### 1. 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止

65歳未満の定年を定めている事業主が、高年齢者雇用確保措置として継続雇用制度を導入する場合、現行の法律では、継続雇用の対象者を限定する基準を労使協定で定めることができます。今回の改正でこの仕組みが廃止され、平成25年4月1日からは、希望者全員を継続雇用制度の対象とすることが必要になります。

#### 【経過措置】

ただし、以下の経過措置が認められています。

平成25年4月1日までに継続雇用制度の対象者の基準を労使協定で設けている場合

- ・平成28年3月31日までは61歳以上の人に対して
- ・平成31年3月31日までは62歳以上の人に対して
- ・平成34年3月31日までは63歳以上の人に対して
- ・平成37年3月31日までは64歳以上の人に対して



**基準を適用することができます。**

◆たとえば、平成28年3月31日までの間は、61歳未満の人については希望者全員を対象にしなればなりません、61歳以上の人については基準に適合する人に限定することができます。

### 2. 継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大

定年を迎えた高年齢者の継続雇用先を、自社だけでなく、グループ内の他の会社(子会社や関連会社など)まで広げることができるようになります。

子会社とは、議決権を過半数を有しているなど支配力を及ぼしている企業であり、関連会社とは、議決権を20%以上有しているなど影響力を及ぼしている企業です。

この場合、継続雇用についての事業主間の契約が必要になります。

### 3. 義務違反の企業に対する公表規定の導入

高年齢者雇用確保措置を実施していない企業に対しては、労働局、ハローワークが指導を実施します。

指導後も改善がみられない企業に対しては、高年齢者雇用確保措置義務に関する勧告を行い、それでも法律違反が是正されない場合は企業名を公表することがあります。

### 4. 高年齢者雇用確保措置の実施・運用に関する指針の策定

今後、事業主が講ずべき高年齢者雇用確保措置の実施および運用に関する指針を、労働政策審議会における議論などを経て策定します。

この指針には、心身の故障のため業務の遂行ができない人\*を継続雇用制度でどのように取り扱うかなどを含みます。

\*平成24年1月6日の労働政策審議会の建議では、「就業規則における解雇事由または退職事由に該当する者について継続雇用の対象外とすることもできる」とし「この場合、客観的合理性・社会的相当性が求められる」と示されています。



事業主のみなさまへ

## 平成25年4月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

すべての事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、平成25年4月1日から以下のように変わります。  
事業主の皆さまは、ご注意いただきますようお願いいたします。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成25年4月1日以降
民間企業	1.8% ⇒	<u>2.0%</u>
国、地方公共団体等	2.1% ⇒	<u>2.3%</u>
都道府県等の教育委員会	2.0% ⇒	<u>2.2%</u>

### 障害者雇用率制度とは・・・

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけています（精神障害者については雇用義務はありませんが雇用した場合は身体障害者・知的障害者を雇用したものとみなされます）。

この法律では、法定雇用率は「労働者※の総数に占める身体障害者・知的障害者である労働者※の総数の割合」を基準として設定し、少なくとも5年ごとに、この割合の推移を考慮して政令で定めるとしています。今回の法定雇用率の変更は、同法の規定に基づくものです。

※失業中の人も含みます。

**ご注意！ 従業員50人以上56人未満の事業主のみなさまは特にご注意ください。**

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員56人以上から50人以上に変わります。

また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません
- ◆ 障害者雇用推進者※を選任するよう努めなければなりません

※障害者雇用推進者の業務

- ・ 障害者の雇用の促進と継続を図るために必要な施設・設備の設置や整備
  - ・ 障害者雇用状況の報告
  - ・ 障害者を解雇した場合のハローワークへの届け出
- など



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

詳しくは、岡山労働局職業対策課（TEL086-801-5108）までお問い合わせください。



## 労働者派遣法が

# 派遣労働者の保護と雇用の安定を図るため 改正されました

### 派遣元事業主・派遣先の皆様へ

改正により新たに派遣会社・派遣先に新たに課される事項は以下のとおりです。  
1～10は平成24年10月1日より施行、11は平成27年10月1日より施行されます。

#### 派遣元事業主・派遣先に新たに課される事項

派遣会社		派遣先
●日雇派遣の原則禁止	1	
●グループ企業派遣の8割規制 ●実績報告の義務化	2	
●離職後1年以内の人を元の勤務先に派遣することの禁止	3	●離職後1年以内の元従業員を派遣労働者として受け入れることの禁止、該当する場合には派遣会社へ通知
●マージン率などの情報提供	4	
●派遣料金の明示	5	
●待遇に関する事項などの説明	6	
	7	●派遣先の都合で派遣契約を解除するときに講ずべき措置
●有期雇用派遣労働者の無期雇用への転換推進	8	
●派遣労働者が無期労働者か否かを派遣先への通知事項に追加	9	
●均衡待遇の確保	10	●均衡待遇の確保に向けた派遣元事業主への協力
	11	●労働契約申込みなし制度【平成27年10月1日施行】

労働者派遣法改正の詳細は、厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/> 雇用・労働パート・派遣・有期労働／パート・派遣・有期労働に関する制度・検討会など／労働者派遣制度等について)又は岡山労働局 職業安定部 需給調整事業室 までお問い合わせください

岡山労働局 職業安定部 需給調整事業室

岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎 TEL 086-801-5110

## 11月は「労働保険適用促進強化期間」です。

厚生労働省では、11月1日から30日までの1か月間を「労働保険適用促進強化期間」と定め、労働保険制度に対する正しい理解を深めていただくため全国一斉の広報活動を展開しています。

「労働保険」は、労災保険と雇用保険を総称したもので、政府が管掌しており、農林水産業の一部を除き、労働者を一人でも使用している事業主は、すべて加入が義務付けられている強制保険です。

該当する事業主は、必ず労働保険の加入手続きを行っていただくとともに労働保険料を納めていただく必要があります。

加入にあたっては、事業主の皆様が代って加入手続きなどの労働保険の事務処理を行う「労働保険事務組合」が設立されていますので、ご活用ください。

<お問い合わせ先> 岡山労働局労働保険徴収室 TEL 086-225-2012  
または、最寄りの労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク）  
岡山労働局ホームページ（<http://okayama-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>）  
をご参照ください。

## シルバー人材センターにおまかせください!

シルバー人材センターでは、豊かな知識と経験を持った人材が、様々な仕事をお引き受けしております。

◆あなたの街のシルバー人材センターへお問い合わせください。

財団法人 岡山市シルバー人材センター	086-226-3100
公益社団法人 倉敷市シルバー人材センター	086-426-3318
公益社団法人 玉野市シルバー人材センター	0863-21-4510
公益社団法人 総社市シルバー人材センター	0866-93-9110
公益社団法人 津山市シルバー人材センター	0868-23-5378
公益社団法人 笠岡市シルバー人材センター	0865-62-2100
公益社団法人 井原市シルバー人材センター	0866-62-8562
公益社団法人 赤磐市シルバー人材センター	086-955-6466
公益社団法人 和気町シルバー人材センター	0869-92-9161
公益社団法人 浅口市シルバー人材センター	0865-42-9778
公益社団法人 新見市シルバー人材センター	0867-71-2134
公益社団法人 真庭市シルバー人材センター	0867-52-4140
社団法人 早島町シルバー人材センター	086-480-0335
公益社団法人 備前市シルバー人材センター	0869-64-3038
公益社団法人 瀬戸内市シルバー人材センター	0869-24-0467
公益社団法人 美作市シルバー人材センター	0868-72-8711
社団法人 里庄町シルバー人材センター	0865-64-5901
高梁市シルバー人材センター	0866-22-7243
美咲町シルバー人材センター	0868-66-1336
久米南町高齢者いきがい活動センター	0867-28-2000
矢掛町シルバー人材センター	0866-82-0848

植木の剪定・草刈り

ふすま張り・網戸張替

家事手伝い

施設管理 などなど



インターネットによる仕事の発注もお受けします!

シルバーしごとネット

<http://shigoto.sjc.ne.jp/>



### おかやま若者サポートステーション

「サポステおかやま」は、無業の状態にある若者の就労と自立をサポートしています。

「コミュニケーションをとるのがニガテ」

「働くことに自信がない」

「就職活動のやり方が分からない」

「何から始めればいいのか?」

そんなあなたを応援します



#### 〈所在地〉

〒700-0901

岡山市北区本町 6-30 第一セントラルビル2号館5階

電話：086-224-3038 FAX：050-3615-9181

<http://ok-saposute.jp>

開設時間：月～土曜日 10：00～18：00

(受付は17：00まで)

休日：日曜日、祝日、年末年始

就職に関する疑問や悩みは…

## 「おかやま若者就職支援センター」へご相談ください

おかやま若者就職支援センターは、若年失業者やフリーター等を対象に、カウンセリングからハローワークを通じた職業紹介までの一貫したサービスを提供します。

就職に関する悩みや不安、職場での心配事など気軽に相談してください。

### どこにあるの？

県内3か所に開設しています。

- |           |              |                |
|-----------|--------------|----------------|
| (1)岡山センター | 岡山市北区本町6-36  | 第一セントラルビル7階    |
| (2)倉敷相談室  | 倉敷市西中新田620-1 | 倉敷市市民活動センター1階  |
| (3)津山相談室  | 津山市山下92-1    | 津山圏域雇用労働センター1階 |

### どんな人が利用できるの？

40歳までの方にご利用いただいています。求職中の方、在職中の方、いずれもOK!

### センターではどんなことをしているの？

キャリアカウンセラーによるマンツーマンの職業相談  
ハローワークに出されている最新の求人情報の提供  
パソコンによる適職診断  
就職に役立つ各種セミナー・イベント を行っています。

また、センターへの来所が困難な方に対しては、ネットカウンセリングを実施していますので、就職に関する疑問や悩みなどをメールで気軽に相談することもできます。

### セミナー等情報(11月～12月)

※ 就職活動中の概ね40歳未満の若者を対象にしたセミナー

岡山会場：第一セントラルビル1号館 5階

●11/20(火) 10:00～15:00 ●12/18(火) 10:00～15:00

倉敷会場：倉敷市市民活動センター

●11/6(火) 10:00～15:00

### お問い合わせ・お申し込みは…

おかやま若者就職支援センター

電話 086-236-1616 又は ホームページから。

<http://www.y-workokayama.jp/>



## 新規学卒者等合同就職面接会を開催します！

- ◆対象： ●平成25年3月高校・大学・短大・専修学校等卒業予定で、まだ就職の決まっていない方  
●平成22年3月以降に卒業の未就職者
- ◆津山会場：平成24年11月19日(月) 13:30～16:00  
津山市総合福祉会館
- ◆岡山会場：平成24年11月27日(火) 13:30～16:00  
岡山県総合グラウンド体育館(桃太郎アリーナ)
- ◆事前申込は不要、筆記用具を持参してください。
- ◆参加事業所は後日ホームページ(「おかやま就活応援サイト」)でお知らせします。
- ◆高等学校卒業予定の方は、学校引率になりますので、学校と相談してください。

詳しくは、県庁緊急雇用対策室 電話 086-226-7599  
または 岡山労働局職業安定課 電話 086-801-5103

\*\*\*あなたの生きがいをづくりを応援します！\*\*\*

## 「地域デビュー」支援出前講座

昨今、豊かで魅力ある地域社会づくりや社会全体で子どもたちを育む取組の担い手として、県民の皆様のお力が必要とされています。

そこで、お仕事の無い休日やリタイア後のいわゆる“第二の人生”のステージの一つとして学校、地域の公民館等をおすすめします！



県教育庁では、県内の企業・団体等職員を対象に、地域での活動に対する理解や実践に役立つ出前講座を実施しています。企業内研修や勉強会など皆様の学びやすい時間にお伺いいたします。

### 講座の内容

【例】「学校支援ボランティアって？」  
「放課後や週末の子どもたちの活動を支援しよう！」  
「公民館に行ってみよう！」  
「FOS少年団の活動って？」ほか



・講義形式または参加体験型形式等で実施します。  
・時間、内容、方法はご相談の上決定します。

### 講師、経費など

講師等の派遣にかかる費用(謝金及び旅費)、資料代は必要ありません。ただし、会場の準備はお願いいたします。また、講師についての紹介もいたします。その他、何でもご相談ください。

【お問い合わせ・お申し込み先】  
岡山県教育庁生涯学習課企画推進班  
住所：〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6  
電話：086-226-7596  
FAX：086-224-2035  
E-mail: syogai@pref.okayama.lg.jp

岡山県生涯学習課

検索



# 「おかやま子育て応援宣言企業」を募集しています!

雇用する従業員の子育てや地域における子育てを応援するために、岡山県内に所在する企業・事業所が取り組む内容を「子育て応援宣言」として応募してください。

「おかやま子育て応援宣言企業」として登録した企業等には、登録証を交付します。

## ○宣言していただく取組の例（1つでも構いません。）

### 仕事と育児が両立できる環境の整備

- 育児休業を取得しやすい社内環境を整えるため、社内研修を行います。
- 育児休業中の従業員と定期的に情報交換を行い、職場復帰への不安を和らげます。
- 1年間に7日の子どもの看護休暇を認めます。
- 子どもをもつ従業員の学校行事やPTA活動への積極的な参加を奨励します。

### 働き方の見直しによる仕事と生活の調和

- フレックスタイムを導入し、働き方の選択肢を増やします。
- 働き方を見直すために、毎週〇曜日を「ノー残業デー」とします。
- 結婚記念日休暇を設けます。

### 地域における子育て支援

- 子どもたちの社会科（会社・工場）見学を積極的に受け入れます。
- 自社の専門的技術を活用して、地域の子どもの対象とした〇〇教室を開催します。
- 地域の青少年健全育成活動（スポーツ少年団指導）を積極的に支援します。

### 女性の再チャレンジ支援

- 出産や育児のために退職した元従業員を対象に、ジョブリターン研修を実施します。
- 再就職を希望する女性を対象に、職場体験講習を行います。

### 若者の就労支援

- 大学生や若年求職者を対象としたインターンシップを実施します。
- 若年者を対象としたトライアル雇用を実施します。

この例にとらわれず、貴社の実情に応じた取組を宣言してください。



## ○応募のあった企業等を訪問し、宣言の内容を確認させていただきます。

（訪問及び確認は、県が委託した県中小企業団体中央会から派遣された者が行います。）

## ○「おかやま子育て応援宣言企業」として登録した企業等には、登録証を交付します。

- 企業等の名称や取組内容を県のホームページ等で広く県内外に紹介します。
- 県から登録証が交付されます。県の登録を受けたことを対外的に自由にPRできます。
- 宣言内容の具体化に当たっては、県が委託した県中小企業団体中央会のアドバイザーの助言を受けることができます。
- 一部の金融機関では、登録した企業等を対象とした優遇金利の融資商品をご利用いただけます。

## ◇ぜひ、ホームページもご覧ください!

[http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec\\_sec1=40](http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=40)

※登録の有効期間は、登録日から2年を経過後、初めて到来する3月31日までです。

### （お問い合わせ先）

岡山県保健福祉部子ども未来課

電話（086）226-7347

FAX（086）234-5770

Eメール kosodate@pref.okayama.lg.jp

# 平成24年度キャリアアップ講座(津山 第2回)の 受講者募集について

岡山県男女共同参画推進センター（ウイズセンター）では、チャレンジ支援事業として、結婚・出産・育児・介護等でいったん仕事を中断し、再就職を希望する女性を対象に就業に関する基礎知識やエクセル3級程度のパソコン基本操作等を習得する講座を開催します。

次のとおり講座の受講者を募集しますので、お知らせします。

## 【津山地区】

- |        |   |
|--------|---|
| 1 申込受付 | 平成24年12月1日(土)～12月14日(金)<br>受講申込書を郵便でウイズセンターへお送りください。  |
| 2 受講期間 | 平成25年1月16日(水)～2月21日(木)<br>期間内の水～土曜日の22日間              |
| 3 会 場  | 津山男女共同参画センター「さん・さん」<br>(津山市新魚町17 アルネ・津山5階)            |
| 4 応募資格 | 結婚・出産・育児・介護等でいったん仕事を中断し再就職を希望する女性で<br>全期間(22日間)出席できる方 |
| 5 受講料  | 無料 但し教材費3,000円・検定受験料5,100円は実費負担                       |
| 6 募集人数 | 15名(選考により決定)  |

送り先  
お問い合わせ

## ウイズセンター（岡山県男女共同参画推進センター）

〒700-0807 岡山市北区南方2-13-1 きらめきプラザ6階

【お問い合わせ先 TEL (086) 235-3307】

\*共催 津山男女共同参画センター「さん・さん」

津山市新魚町17 アルネ・津山5階 TEL0868-31-2533



## 県労委の動き

H24年6月1日～H24年8月31日

### 不当労働行為救済申立事件

- H23年1号事件（不利益取扱い、支配介入）  
7月24日 終結（命書書交付）
- H23年3号事件（団体交渉拒否）  
6月1日 第2回審問
- H23年4号事件（団体交渉拒否）  
7月11日 第1回審問  
8月27日 第2回審問

### 不当労働行為救済命令取消請求事件

- 岡山地裁H23（行ウ）第26号事件  
8月29日 判決言渡し（請求棄却）
- 広島高裁岡山支部H24（行コ）第8号事件（原審：岡山地裁H23（行ウ）第27号事件）  
6月4日 控訴提起（一審原告側）

## 10月は「個別的労使紛争処理制度」周知月間です！

岡山県労働委員会では、県内の事業所に勤務する労働者個人と使用者との間に発生した労働条件等に関するトラブルの迅速な解決をお手伝いするための相談とあっせんを行っています。

◎解雇や賃下げ、配置転換など、労使関係での悩みやトラブルを抱えていませんか。お気軽にご相談ください。費用は無料で秘密は守られます。



公益委員（弁護士、大学教授など）、労働者委員（労働組合役員など）、使用者委員（経営者、使用者団体役員など）が3名1組で、公正、中立な立場で、問題解決のためのあっせんを行います。

お問い合わせ先

岡山県労働委員会事務局

〒700-8570 岡山市北区内山下2-5-7(丸の内会館2階)

電話 **086-226-7563**

メール kobetsu@pref.okayama.lg.jp

<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/detail.html?id=5631>

※詳しくは労働委員会にお問い合わせください。

### 岡山県労働委員会事務局

〒700-8570

岡山市北区内山下2-5-7 丸の内会館2階

電話086-226-7563

# 障害者雇用に伴う事業主支援のごあんない

岡山障害者職業センターでは、事業主のニーズに応じて体系的な支援を実施しています。障害者職業カウンセラーがご相談させていただきますので、まずはお気軽にお電話などでお問い合わせください。



障害者の新規雇用、継続雇用に関する相談、助言を行います

- 資料、マニュアル等の提供
- 職務配置・職務開発に関する助言
- 社員研修の講師派遣
- 雇用管理に関する相談 など

**個別相談・情報提供**



企業担当者の方を対象に、障害者雇用に関する参加型の講習会を開催しています

- 【内容例】
- 他社の事例紹介 意見交換 障害特性等の講義 など

**事業主支援ワークショップ**

**体系的な支援**  
障害者雇用に伴う様々なニーズに応じて体系的（各種サービスを組み合わせて）に支援します

**ジョブコーチ支援**

ジョブコーチが直接職場を訪問し、障害のある方及び事業主の双方に職場適応に向けた具体的な支援を行います

- 仕事の習得に関する援助
- 職場の受入体制や環境改善の助言
- 障害特性に応じた指導方法の助言



**リワーク支援**

うつ病等で休職中の方の職場復帰支援を行います

- 職場復帰に向けた雇用事業主、対象者、主治医とのコーディネート
- 対象者のウォーミングアップ支援
- 雇用事業主に対する受け入れ体制整備等に係る支援 など



上記の他、岡山高齢・障害者雇用支援センターでは、障害者雇用納付金制度に基づく申告・申請の受付、障害者雇用に関する講習・情報提供、啓発活動等、高齢者等の雇用に関する相談・援助、助成金・奨励金の申請受付を行っています。

**<連絡先> 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 (URL : <http://www.jeed.or.jp/>)**

岡山障害者職業センター TEL: 086-235-0830 〒700-0821 岡山市北区中山下1-8-45 NTTクレド岡山ビル17階	岡山高齢・障害者雇用支援センター TEL: 086-801-5150 〒700-0907 岡山市北区下石井2-1-3 岡山第一生命ビル4階
--	---

再生紙を使用しています

**岡山県 産業労働部労働政策課**  
〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6  
TEL086-226-7386 FAX086-224-2130